

みんなが担い手 みんなで子育てのまち
～明日を創る子ども達と共に きよす～



清須市
KIYOSU



令和6年度 子育て応援ガイド

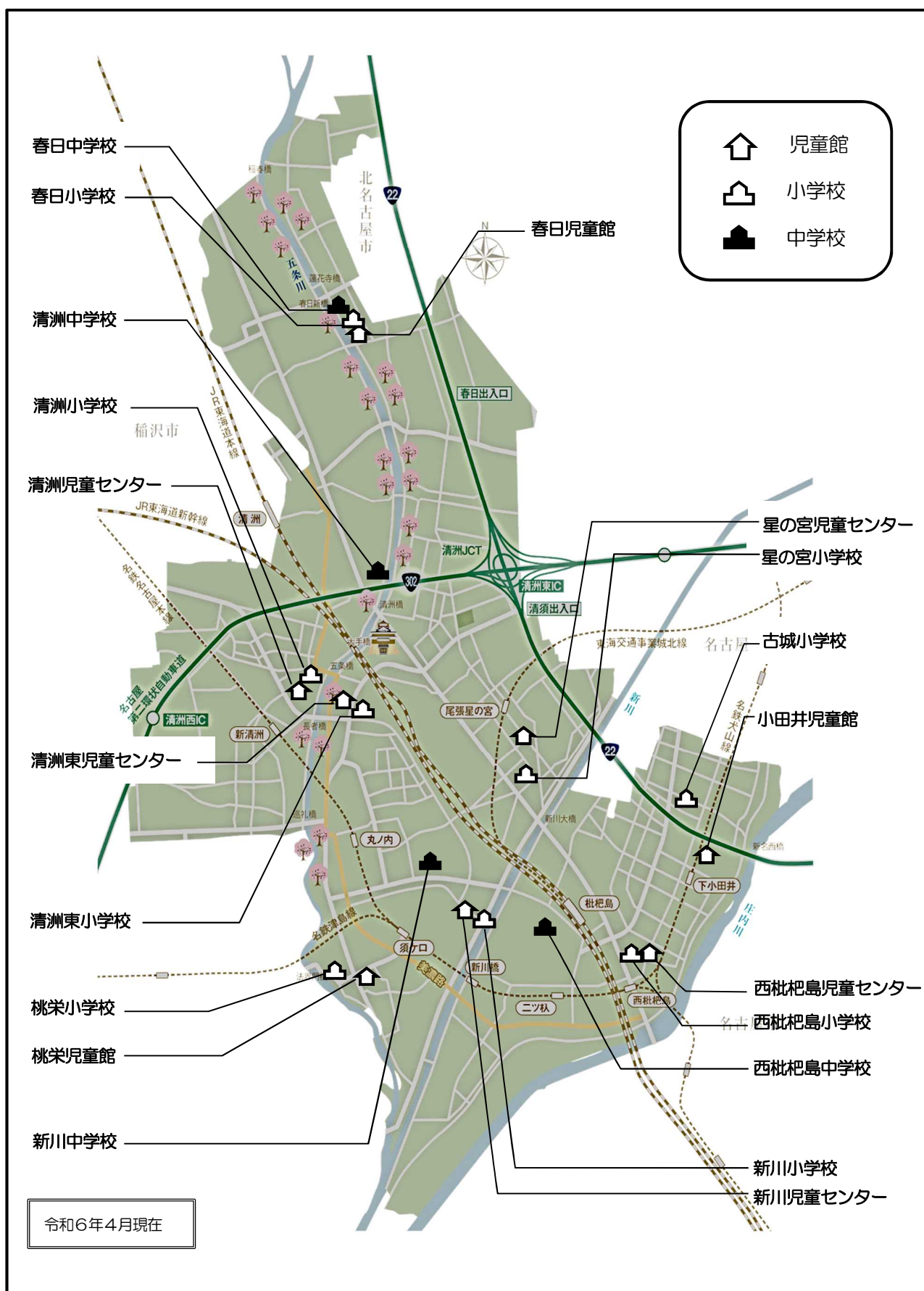


このガイドブックは、子育てに関する
清須市の施策を簡略に紹介しています。
詳しくは、事業名の右側に記載された
所管課にお問い合わせください。

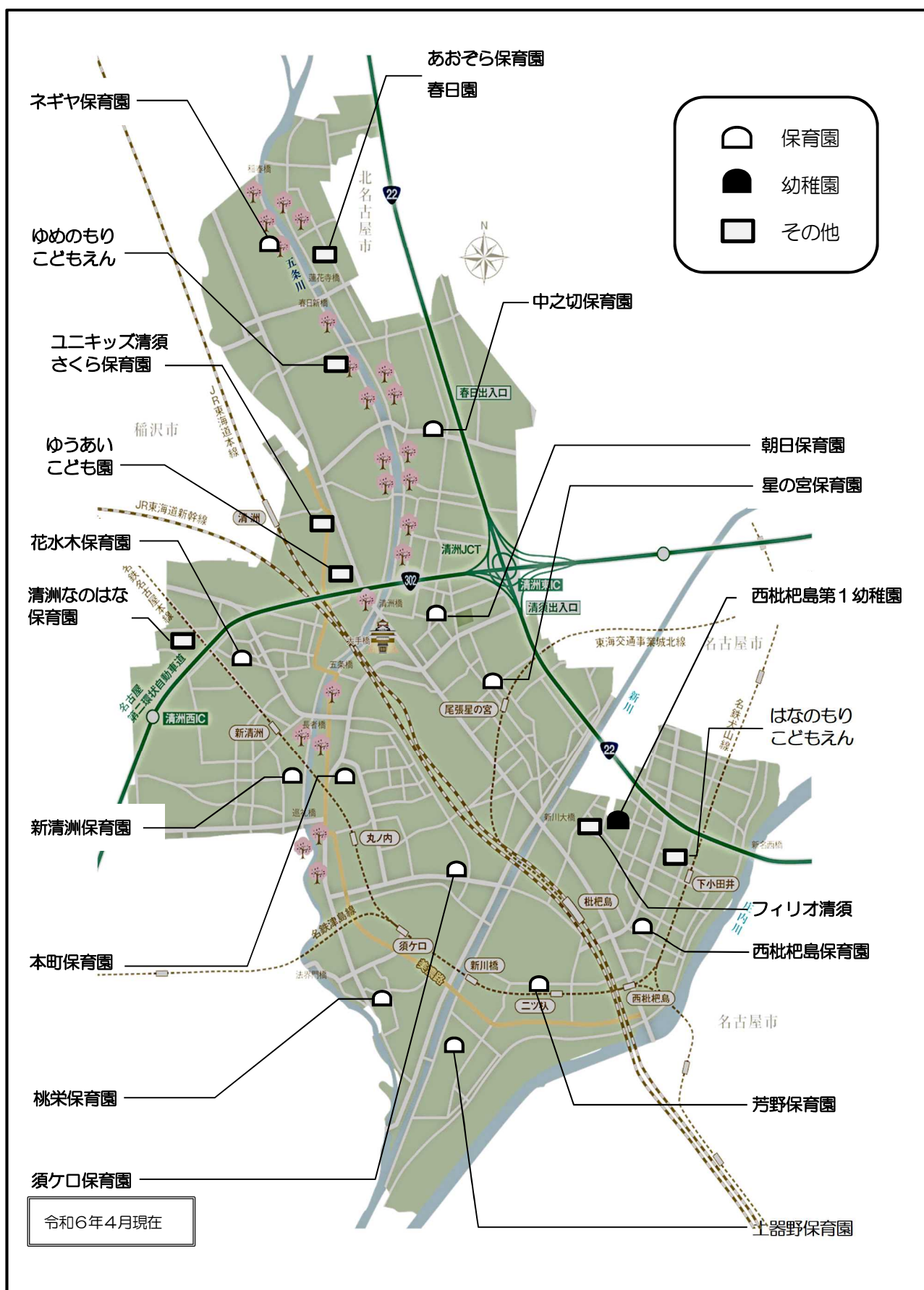
目次

児童館・小中学校マップ	P. 1
市内保育園・幼稚園マップ	P. 2
こども家庭センター、子育てコンシェルジュ	P. 3
児童手当、子ども医療、未熟児養育医療、 ファミリー・サポート・センター	P. 4
公立保育園	P. 5
延長保育（公立保育園）、一時保育（公立保育園）	P. 6
一時保育（その他）、認定こども園、小規模保育、 病児・病後児保育	P. 7
公立幼稚園、公立幼稚園預かり保育、 青少年・家庭教育相談、産前・産後ヘルパー派遣	P. 8
子育て短期支援事業、児童館	P. 9
放課後児童クラブ	P. 10
放課後子ども教室、子育て支援センター	P. 11
はぐみんカード、キヨスマ	P. 12
母子・父子福祉関係	P. 13～P. 15
母子保健関係	P. 16～P. 18
障害児福祉関係	P. 19～P. 20
児童福祉機関連絡先	P. 21～P. 22
愛知県の子育て等相談連絡先	P. 23

児童館・小中学校マップ



市内保育園・幼稚園マップ





こども家庭センター



市では、児童福祉法改正により令和6年4月から、こども家庭課内に“こども家庭センター”を設置しました。

“こども家庭センター”では、全ての妊産婦や子育て世帯、こどもを対象に児童福祉と母子保健が互いに情報共有をしながら、一体的な相談支援を行います。

子どもに関する相談（こども家庭課 こども育成係）

18歳未満の子どもについての悩みや相談を、専門職の相談員が対応いたします。

- ・しつけ方、家庭における児童の生活の相談
- ・育児の相談（育児に対する不安、放任、虐待など）
- ・発達の相談（言葉の遅れ、全体的な遅れなど）
- ・行動面での相談
- ・その他、児童に関する相談全般

◎安心して育児ができるよう、相談者の方の理解を得た上で、必要に応じて関係機関を紹介し、連携しながら支援をしていきます。



【虐待相談・通告】

子どもが長時間戸外に出されている、近所から怒鳴り声や泣き声がする、適切な世話をされていないなど、「虐待かも」と思ったら、迷わずご連絡ください。どんな小さなことでも、気になることがある時はご相談ください。

☎052-400-3535（直通） 相談時間：月曜日～金曜日（午前8時30分～午後5時）

妊娠・出産に関する相談（こども家庭課 母子保健係）

保健師、助産師などの専門知識を持ったスタッフが、妊娠・出産・子育てに関する相談に対応いたします。必要に応じて支援プランの策定や保健、医療、福祉等の関係機関との連絡調整を行い、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行います。

- ・母子健康手帳の交付
- ・妊娠中の過ごし方や出産に向けたサポート
- ・産後のお母さんの体調や育児のサポート
- ・医療機関等の関係機関との連絡調整 など



子育てコンシェルジュ



令和5年度までは、子育て世代包括支援センターとして、母子保健コーディネーターと活動をしてきましたが、令和6年度からは、こども家庭課内に設置しました。

子育て世帯の身近な相談機関として、乳幼児の子育てに関する悩みや困りごとなどを“こども家庭センター”と密接に連携しながら、保育士と一緒にサポートします。



1. **児童手当：所得制限あり** こども家庭課

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため手当を支給します。

支給対象者

- ・令和6年9月分まで
15歳到達後最初の3月31日までの間にある子どもを養育している方
- ・令和6年10月分以降
18歳到達後最初の3月31日までの間にある子どもを養育している方

支給額

- ・令和6年9月分まで

区 分	支給額（月額）
0歳～3歳未満	一律15,000円
3歳以上～小学校修了前	10,000円、第3子以降 15,000円
中学生	一律10,000円
特例給付	一律 5,000円

- ・令和6年10月分以降

区 分	支給額（月額）
0歳～3歳未満	15,000円、第3子以降 30,000円
3歳以上～高等学校修了前	10,000円、第3子以降 30,000円

- ・6月、10月、12月、2月にそれぞれの前月分までを支給します。
- ・振込日 10日頃

2. **子ども医療費の助成** 保険年金課

保険年金課で配布している福祉医療早わかりガイドをご覧ください。

3. **未熟児養育医療** こども家庭課

身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児が、指定医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費を公費により助成します。

4. **ファミリー・サポート・センター** 児童保育課

子育ての手助けが必要な人（依頼会員）と子育てを手助けしてくれる人（提供会員）が会員となって地域で育児について助け合う組織です。

会員条件

- (1) 依頼会員
市内在住、在勤、又は通学する方で0歳から小学校6年生までの児童の保護者
- (2) 提供会員（有償ボランティア）
市内在住で子育ての手伝いを希望する心身ともに健康な20歳以上の方
- (3) 両会員
提供会員・依頼会員の両方を兼ねる方

報酬基準額

区 分	報 酬 額
月曜日～金曜日 午前7時00分～午後7時00分	30分 350円
土曜日、日曜日、祝日及び 年末年始（12月29日～1月3日） 並びに上記の時間帯以外の時間	30分 400円

5. 公立保育園 児童保育課

保護者が就労中、家族などの介護、保護者の病気・障がい等の事情で保育が必要な児童を施設で保育します。

開 所 時 間 午前7時30分～午後7時00分（日曜日、祝日、年末年始等を除く）

保 育 料 世帯（保護者等）の市民税所得割課税額及び児童の年齢等によって決定します。
詳しくは児童保育課までお問い合わせください。

園 名	定 員	入所対象年齢	電話番号
西枇杷島保育園	150人	9か月～	052-501-3113
芳 野 保 育 園	140人		052-502-7007
本 町 保 育 園	120人	7か月～	052-400-3064
花 水 木 保 育 園	280人	9 か月～	052-409-1822
新 清 洲 保 育 園	100人		052-409-1470
朝 日 保 育 園	120人		052-400-3255
須ヶ口保育園	180人		052-400-2020
土器野保育園	120人		052-400-2907
桃 栄 保 育 園	150人		052-400-2242
星の宮保育園	160人		052-409-0881
中之切保育園	100人		052-400-6811
ネギヤ保育園	160人		052-400-9602

保 育 時 間

区 分	保育時間
保育標準時間	月曜日～土曜日 午前8時00分～午後7時00分
保育短時間	月曜日～土曜日 午前8時00分～午後4時00分

入所申込み

入所時期	申込受付時期	備考
4月～6月	前年9月～10月	詳細は、9月初旬に広報及び市HPにて公開します。
7月～翌3月	入所希望月の2ヶ月前の1ヶ月間 (例：7月入所希望の場合、5月31日まで)	入所可能な場合は、前月10日頃に保護者の方へご連絡します。

※保護者の方の就労状況や保育を必要とする理由によって、優先順位を付けさせていただき、優先度の高い方から入所のご案内をさせていただきます。

6. **延長保育（公立保育園）** 児童保育課

就労等により通常の保育時間内でのお迎えが難しい方を対象に、延長保育を実施しています。詳細は各保育園に直接お問い合わせください。

保育時間等

区 分	保育時間	延長保育料（月額）
保育標準時間	午前7時30分～午前8時00分	500円
保育短時間	午前7時30分～午前8時00分	500円
	午後4時00分～午後7時00分	1時間につき500円

※市民税所得割課税額に応じて、延長保育料が無償となる場合があります。

7. **一時保育（公立保育園）** 児童保育課

保護者の労働や病気入院などで、児童の保育が家庭で一時的に困難になったときに一定期間の範囲で、保護者に代わって児童を保育します。

対 象 園 西枇杷島保育園・本町保育園・桃栄保育園・ネギヤ保育園

受 付 日 時 毎月20日（土・日・祝日の場合は前開所日）
午前9時～正午まで（先着順ではありません）

※実施している各保育園に直接お問い合わせください（電話申込可）

※申し込み日の正午になりましたら、調整を行いますのでご了承ください。

※利用可能日は、調整後に電話で連絡させていただきます。

対象者等

区 分	就労等保育	緊急保育	私的保育
事 由	保護者の労働、職業訓練、就学等（趣味によるものは除く）	保護者の病気、災害・事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭等	保護者の育児に伴う心理的及び身体的負担を解消するため
保育期間	週3日、月14日以内	月14日以内	月2日以内

※各区分の利用日の合計が月14日以内になるようご利用ください。

定 員 等

実 施 園 名 ・ 定 員	保 育 対 象 年 齢
西枇杷島保育園5名・本町保育園2名 桃栄保育園2名・ネギヤ保育園3名	満12か月以上（一時保育の申込日現在）

保育時間（延長可）

区 分	保育時間	基本外保育時間
平日・土曜日	午前8時00分～午後4時00分	午前7時30分～午前8時00分 午後4時00分～午後7時00分

利 用 料

年齢の区分（令和6年4月1日現在）	基本利用料（日額）	加算利用料（日額）
乳児クラス（0歳児～2歳児）	2,000円	200円
幼児クラス（3歳児～5歳児）	1,020円	

※加算利用料は、基本外保育時間を利用の場合に基本利用料に加算されます。

7-2. **一時保育（その他）** 児童保育課

公立保育園以外では、ゆめのもりこどもえん・はなのもりこどもえん・ゆめっこ園で一時保育が実施されています。詳細は実施している各園に直接お問い合わせください。

8. **認定こども園** 児童保育課

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育園の両方の良さを併せ持っている施設です。

園名	対象年齢	定員	電話番号
ゆめのもりこどもえん	7か月～5歳児（保育園部分）	110人	052-325-5144
	満3歳児～5歳児（幼稚園部分）	75人	
ゆうあいこども園	9か月～5歳児（保育園部分）	120人	052-908-2415
	満3歳児～5歳児（幼稚園部分）	15人	
はなのもりこどもえん	7か月～5歳児（保育園部分）	90人	052-908-1187
	満3歳児～5歳児（幼稚園部分）	15人	

9. **小規模保育** 児童保育課

0～2歳児を対象とした、少人数のお子さんを保育する施設です。

園名	対象年齢	定員	電話番号
清洲なのはな保育園	生後57日～2歳児	17人	052-409-0904
フィリオ清須	6か月～2歳児	19人	052-509-2550
あおぞら保育園 春日園	6か月～2歳児	19人	052-908-5668
ユニキッズ清須さくら保育園	生後57日～2歳児	19人	052-401-1171

10. **病児・病後児保育** 児童保育課

子どもが病気または病気の回復期にあり、医療機関での入院治療をする必要はないが安静の確保が必要な場合に、一時的に保護者に代わり看護・保育を行います。

対 象 児 病児・病後児保育の利用を医師が認めた場合で、次表の年齢の児童

利 用 料 日額 2,000円、1,000円、無料（所得に応じて異なります）

実施場所等

区分	病児保育・病後児保育	病後児保育のみ
実施場所	はあとキッズ （医療法人はあと）	りすちゃんルーム （須ヶ口保育園内）
電話番号	052-898-7625	052-400-2020
保育時間	月曜日～金曜日 午前9時00分～午後5時00分	月曜日～金曜日 午前8時00分～午後6時00分
定員	6名	3名
対象年齢	3か月児～小学校6年生	12か月児～小学校3年生

※病気の種類によっては、定員に至らなくてもお断りする場合があります。

※申込方法は市HPに掲載していますのでご確認ください。

11. **公立幼稚園** 児童保育課

幼稚園教育要領に基づき、教育課程を編成し、社会に自ら対応できる心豊かな人間の育成を図ることを教育方針とし、幼稚園運営をしています。

詳細は、児童保育課までお問い合わせください。

園 名	対象年齢	保育時間
西枇杷島第1幼稚園	3歳児～5歳児	月曜日～金曜日 午前9時00分～午後2時00分

必要経費

項 目	金 額
授業料	無料
給食費	月額4,100円

12. **公立幼稚園預かり保育** 児童保育課

通常の保育時間以外に、在園児を対象に有料で預かり保育を実施しています。

ご利用を希望される方は、幼稚園へお問い合わせください。

保育時間

区 分	保育時間
平 日（月曜日～金曜日）	午後2時00分～午後5時00分
夏 季 ・ 冬 季 ・ 春 季 休 業 日	午前9時00分～午後5時00分

※夏季・冬季・春季休業日に利用する場合は就労証明書が必要となります。

利 用 料

1時間につき100円 ※利用時間によって、別途おやつ代が必要です。

13. **青少年・家庭教育相談** 学校教育課

いじめ・不登校・問題行動等に悩む児童・生徒、その保護者からの相談を受け付け、専門的視野から助言等を行います。

※相談者・相談内容等についての秘密は厳守されます。

相談時間

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）午前9時～午後4時

直接電話 052-401-3334

14. **産前・産後ヘルパー派遣** こども家庭課

産前の妊婦と産後12週まで（多胎の場合は1年以内）の産婦で、家事又は育児を行うことが困難な世帯にホームヘルパーを派遣します。

内容と時間

家事援助、派遣時間は1回につき4時間以内で産前20時間まで、産後30時間まで（多胎児は50時間）

利 用 料

60分につき750円（60分を超える場合は30分ごとに375円加算）

ただし、市民税の課税状況等により、負担減免があります。

15. **子育て短期支援事業** こども家庭課

保護者の疾病、育児疲れ等より家庭における児童の養育を行う事が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において児童の養育・保護（原則 7 日以内）を行います。

利 用 料

市民税の課税状況等により、負担減免があります。

16. **児童館** 児童保育課

遊戯室・集会室・図書室等を設け、児童のためのいろいろな遊具を備え、専門の職員（児童厚生員）が常駐して遊びや子育てに関する知識を教えます。

行事スケジュールは、市ホームページやキヨスマに毎月掲載していますのでご覧ください。

子育て支援活動内容

体操、手遊び、親子遊び、季節行事等を通して、地域の乳幼児を抱える親子の交流、仲間作りの援助や親子の情緒の安定を図り、子育ての不安を和らげるよう活動しています。

子どもクラブ活動内容

子どもたちの自主性を尊重しながら、日々の活動を通してグループでの仲間づくりを進め、また身近な素材を利用して、道具の使い方や技術の習得、工夫することの面白さを体験させる活動をしています。

児 童 館 名 西枇杷島児童センター、小田井児童館、清洲児童センター、清洲東児童センター、新川児童センター、星の宮児童センター、桃栄児童館、春日児童館

開 館 時 間 午前9時00分～午後5時00分

休 館 日 日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

利用対象者 18歳未満の児童（乳幼児については保護者同伴）

17. 放課後児童クラブ 児童保育課

保護者が労働等により昼間家庭にいない等の児童を対象に、その放課後の時間帯において、家庭に代わる生活の場を与え、適切な遊びを提供することで児童の健全育成を図ります。

対 象 者 小学校1年生から6年生までの児童

開設時間 **基本時間** 平 日 下 校 時 ～ 午後6時00分
 学校休業日 午前8時30分 ～ 午後6時00分

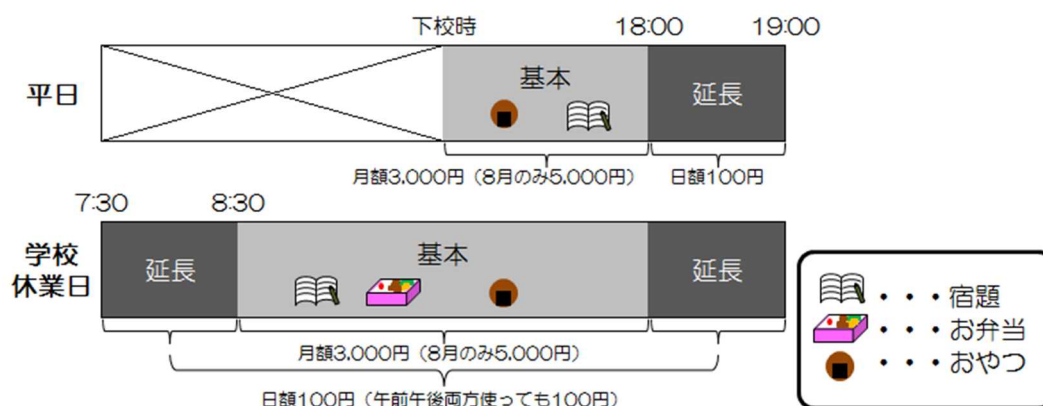
延長時間 午前7時30分～午前8時30分
 午後6時00分～午後7時00分

休 館 日 日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）

利 用 料 **基本利用料** 月額 3,000円（8月のみ 月額 5,000円）

延長利用料 日額 100円（午前午後両方使っても100円）

イメージ



学 区	クラブ名	定員	電話番号	実施施設
西枇杷島小学校	西枇杷島児童クラブ	40人	052-504-2656	西枇杷島児童センター
	なかよしクラブ	40人		
古城小学校	小田井児童クラブ	30人	052-504-6392	小田井児童館
	あそびクラブ	30人		
清洲小学校	清洲児童クラブ	40人	052-409-6102	清洲児童センター
	げんきっ子クラブ	40人		
	にこにこクラブ	40人		
	きぼうクラブ	40人		
清洲東小学校	東げんきっ子クラブ	30人	052-401-2727	清洲東児童センター
	東にこにこクラブ	30人		
新川小学校	新川児童クラブ	40人	052-409-5751	新川児童センター
	わくわくクラブ	40人		
星の宮小学校	星の宮児童クラブ	40人	052-400-5932	星の宮児童センター
桃栄小学校	桃栄児童クラブ	30人	052-401-1234	桃栄児童館
春日小学校	春日児童クラブ	40人	052-409-8358	春日児童館
	すくすくクラブ	40人		

18. **放課後子ども教室** 学校教育課

地域社会における児童の安全で安心な活動の拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得ながら、実情に応じて子どもたちに遊びや自主的な学習、スポーツや文化活動、あるいは体験・交流活動等を行う場所及び機会を提供します。

対 象 者 小学校1年生から3年生までの児童

開設時間 授業終了後～午後5時00分（学校給食のない日を除く）

休 館 日 土曜日、日曜日、祝日及び夏季・冬季・春季休業日

利 用 料 年額 500円（傷害保険分）

申 込 み 学校教育課 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

午前8時30分～午後5時15分

学 区	名 称	電話番号	実施施設
西枇杷島小学校区	西枇杷島放課後子ども教室	052-502-2322	西枇杷島小学校北館西側の教室
古城小学校区	古城放課後子ども教室	052-502-7175	古城小学校体育館2階
清洲小学校区	清洲放課後子ども教室	052-400-4123	清洲小学校体育館2階
清洲東小学校区	清洲東放課後子ども教室	052-400-8631	清洲東小学校体育館2階
新川小学校区	新川放課後子ども教室	052-400-7680	新川小学校北校舎1階の2教室
星の宮小学校区	星の宮放課後子ども教室	052-400-8634	星の宮小学校1階の教室
桃栄小学校区	桃栄放課後子ども教室	052-400-8635	桃栄小学校1階の教室
春日小学校区	春日放課後子ども教室	052-401-0400	春日小学校体育館2階

19. **子育て支援センター** 児童保育課

子どもが健やかに生まれ育つための環境づくりを推進し、地域における子育て家庭及びこれから子育てを始める家庭の支援をします。

行事スケジュールは、市ホームページに掲載、毎月掲載していますのでご覧ください。

開設時間

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

午前9時00分～正午、午後1時00分～午後4時00分

利 用 日

火・水・木曜日の午前中は利用できる年齢が決まっている「ふれあい広場」です。

月曜日（終日）と火曜日から金曜日の午後は、どの年齢も利用できる「自由来所」です。

項目 (各時間の概ね組数)	月曜日		火曜日		水曜日		木曜日		金曜日	
	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後
西枇杷島(10組)	自由来所		2,3歳	自由来所	0歳	自由来所	1歳	自由来所	又は親子支援教室 又は自由来所	自由来所
清洲(10組)			2,3歳		0歳		1歳			
新川(20組)			1歳		2,3歳		0歳			
春日(15組)			0歳		1歳		2,3歳			

子育て支援センターのサービス内容

- (1) 育児不安等についての相談及び指導に関すること。
- (2) 子育てに関する情報の提供に関すること。
- (3) 子育てサークル等の育成及び支援に関すること。

名 称	電 話 番 号	実 施 施 設
西枇杷島子育て支援センター（にこにこ）	052-502-7013	芳野保育園内1階
清洲子育て支援センター（陽だまり）	052-401-2460	本町保育園内2階
新川子育て支援センター（ぴよぴよ）	052-400-2200	須ヶ口保育園内2階
春日子育て支援センター（さくらんぼ）	052-408-0771	中之切保育園内2階

20. 子育て家庭優待事業（はぐみんカード）

児童保育課

18歳未満の子どもとその保護者又は妊娠中の方に「はぐみんカード」を配布し、各都道府県の協賛店舗・施設でカードを掲示すると、協賛店舗等が独自に設定する様々な特典が受けられます。



はぐみん優待ショップステッカー



配布場所

児童保育課又は市民サービスセンターで配布しております。

【清須市内の子育て家庭優待（はぐみん）事業登録店舗】

http://www.city.kiyosu.aichi.jp/kurashi_joho/kosodate/hagumin_card/index.html

【愛知県内の子育て家庭優待（はぐみん）事業登録店舗】

<http://www.pref.aichi.jp/kosodate/cgi-script/card/premium/index.cgi>

※詳しくは上記ホームページをご覧ください。



清須市子育てアプリ・Webサイトについて

妊娠・子育て中の女性やその家族が行政サービスを含めた地域の子育て環境を知り、安心して子育てができるよう活用していただけます。

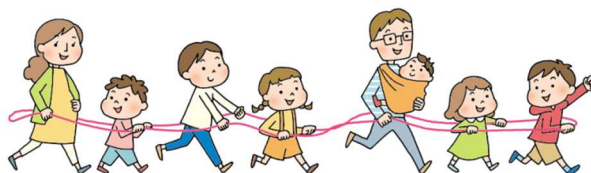
アプリについて

日記機能や、各種イベント検索、健診診査や予防接種の通知機能など妊娠期から子育て支援に関する情報を掲載しております。

ダウンロード方法

App Store や Google Play にて「キヨスマ」と検索してください。または下記の QR コードからダウンロードもできます。

QRコード



母子・父子福祉関係

1. **母子・父子家庭相談** こども家庭課

母子・父子自立支援員が母子家庭等に対し、その自立に必要な情報提供並びに職業の能力の向上及び求職活動等の相談に総合的に応じます。

相談時間

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）午前9時～午後5時

相談内容

母子家庭等の求職活動に関する相談や、母子父子寡婦福祉資金貸付等生活全般にわたる相談に応じます。

2. **母子家庭等日常生活の支援** こども家庭課

母子・父子家庭及び寡婦の方が、技能習得のための通学、就職活動、傷病、冠婚葬祭、出張、学校等の公的行事への参加などにより、日常生活を営むのに困りの場合、家事援助を行うための家庭生活支援員を派遣します。

内 容

利用者の自宅で、食事の世話、住居の掃除、身の回りの世話、生活必需品の買い物（利用者が在宅している場合のみ）、医療機関との連絡、その他日常生活を営むのに必要な手助けをします。

※あらかじめ対象家庭として登録が必要です。

※一定の所得がある場合には、一部利用負担があります。

3. **母子生活支援施設への入所** こども家庭課

母子家庭の母親が生活やお子さんの養育に困難な場合、その母子を母子生活支援施設に入所させて保護するとともに、母子の自立の促進のためにその生活を支援します。

※母子生活支援施設での負担金（家賃に相当するもの）は、その世帯の収入（所得税額、市町村民税額）に応じて決まります。

4. **母子家庭等自立支援給付金の支給** こども家庭課

母子・父子家庭の母親・父親の就業を促進するため、就職に役立つ技能や資格取得のための各種講座を受講、各種学校などの養成機関で修業する場合などに給付金を支給します。

内 容

- ・自立支援教育訓練給付金（経費の60% 支給額の上限200,000円 下限12,001円）

（看護師など専門資格を目指す講座は支給額の上限40万円×修業年数）

指定された職業能力開発講座を受講後に支給。雇用保険該当者は、雇用保険の教育訓練給付金額を差し引いた額を支給。

- ・高等職業訓練促進給付金

指定された資格取得のために1年以上（デジタル分野等の資格は6か月以上）養成機関で修業する方に支給（資格により支給期間の定めあり：上限4年）

- (1) 訓練促進給付金 市町村民税非課税世帯 月額100,000円
(最終1年間は140,000円)
市町村民税課税世帯 月額 70,500円
(最終1年間は110,500円)
- (2) 修了支援給付金(養成期間修了後) 市町村民税非課税世帯 50,000円
市町村民税課税世帯 25,000円
- ※いずれの給付金も1人1回限り。受講(修業)開始前に事前相談が必要です。

5. **母子・父子家庭医療費の助成** 保険年金課
保険年金課で配布している福祉医療早わかりガイドをご覧ください。

6. **児童扶養手当(国制度)：所得制限あり** こども家庭課
母子家庭又は父子家庭等の生活の安定と、児童の健全育成のため手当を支給します。

支給対象者

父又は母がいない家庭、父又は母に重度の障がいのある家庭等で、18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童(一定の障がいがあるときは20歳未満)等を養育している方

支給額 (月額：令和6年4月現在)

区 分	全部支給額	一部支給額(支給額は所得に応じます)
児童1人のとき	45,500円	45,490円～10,740円
2人目加算	10,750円	10,740円～5,380円
3人目以降加算(1人あたり)	6,450円	6,440円～3,230円

※手当月額は、「物価スライド制」の適用により、今後、改正されることがあります。

- ・認定請求をした日の属する月の翌月分から支給を開始します。
- ・5月、7月、9月、11月、1月、3月に、それぞれの前月分までを支給します。
- ・振込日 11日頃

7. **遺児手当(県制度)：所得制限あり** こども家庭課

母子家庭又は父子家庭等の生活の安定と、児童の健全育成のため手当を支給します。

支給対象者

県内に住所があり、父母の離婚又は死亡などによって、父・母のいない18歳以下(18歳到達後最初の3月31日まで)の児童を監護・養育している方

支給額 (児童1人月額：令和6年4月現在)

期 間	金 額
1年目～3年目(3年間)	4,350円
4年目～5年目(2年間)	2,175円
6年目～	手当の支給はなくなります

- ・認定請求をした日の属する月分から支給を開始します。
- ・5月、7月、9月、11月、1月、3月に、それぞれの前月分までを支給します。
- ・振込日 25日頃

8. **遺児手当（市制度）：所得制限あり** こども家庭課

母子家庭又は父子家庭等の生活の安定と、児童の健全育成のため手当を支給します。

支給対象者

市内に住所があり、父母の離婚又は死亡などによって、父・母のいない18歳以下（18歳到達後最初の3月31日まで）の児童を監護・養育している方

支 給 額 児童1人月額 **5,000円**

- ・ 認定請求をした日の属する月の翌月分から支給を開始します。
- ・ 5月、7月、9月、11月、1月、3月に、それぞれの前月分までを支給します。
- ・ 振込日 25日頃

母子保健関係

1. **不妊治療費助成** こども家庭課
不妊治療（不妊検査及び治療）に関わる医療費（保険適用分）の自己負担分を助成します。
2. **母子健康手帳の交付** こども家庭課（こども家庭センター）
妊娠と診断された方に「母子健康手帳」を交付し、マタニティキーホルダーをお渡しします。母子健康手帳交付時に面接された妊婦に対して「出産応援給付金」の申請書をお渡しします。
3. **妊産婦・乳児委託健康診査、新生児聴覚検査、妊産婦委託歯科健康診査** こども家庭課
母子健康手帳交付時に健康診査を公費の補助で受けられる受診票をお渡しし、妊娠・出産期のお母さんと乳児期のお子さんの、異常の早期発見や予防を行います。
4. **パパママ教室（予約制）** こども家庭課
妊婦とそのパートナーに対して、妊娠・育児に関する知識をお話し、おむつの交換・沐浴などの体験を通し、母性・父性を育むお手伝いをしています。
5. **妊産婦電話相談** こども家庭課
電話相談を行っています。妊娠32週頃・産後2週頃、全ての妊産婦へ助産師等から電話でお声かけを行い、妊娠・出産後の過ごし方などの相談にのっています。
また、出産後保健師または助産師より母子訪問（新生児訪問）等のご連絡をします。
6. **出生連絡届出書** こども家庭課
赤ちゃんが生まれましたら、母子健康手帳交付時にお渡しした「出生連絡届出書」をご提出ください。（2,500g未満の出生は母子保健法で届出が義務付けられています。）
7. **こんにちは赤ちゃん訪問** こども家庭課
市の委嘱を受けた母子保健推進員が、赤ちゃんの生まれたお宅に訪問し、子育て情報等をお渡ししています。
令和6年3月までに赤ちゃんが生まれたお宅は、生後3か月頃（4か月児健診まで）に、令和6年4月以降に生まれたお宅は、生後6か月・10か月頃に訪問します。
8. **乳幼児訪問** こども家庭課
保健師・助産師が訪問し、お子さんの身体測定やお母さんの相談をお受けします。
訪問時に産婦または出生した子どもを養育する方と直接面談のうえ「子育て応援給付金」の申請書をお渡しします。
9. **助産師相談（予約制）** こども家庭課
妊娠期・授乳や卒乳などの母乳育児に対し、助産師による相談を行っています。

10. **乳幼児健康相談（予約制）** こども家庭課
身体測定、発育発達や食事の相談、育児のポイント、お口のケアなどの相談を行っています。
11. **乳幼児健康診査** こども家庭課
乳幼児の健康の保持増進及び病気の早期発見・治療のために、4か月児、1歳6か月児及び3歳児を対象に健康診査を行っています。
12. **2歳児相談歯っぴい健診、2歳6か月児歯なマル健診** こども家庭課
言葉や社会性の発達、育児の相談、歯科健診、歯みがき指導を行っています。
13. **離乳食講習会（予約制）** こども家庭課
離乳期は栄養面ばかりではなく、いろいろな味を覚える時期であり、赤ちゃん自身の力で「噛む・飲み込む」など食べることを覚える大切な時期です。乳児をもつ保護者を対象に、食と子どもの健康についてお伝えします。
14. **食事なんでも相談（予約制）** 健康推進課
妊娠中や乳幼児期などの食生活について、管理栄養士が個別に相談にのっています。
15. **電話・面接相談** こども家庭課
心や身体の健康について、いつでも気軽に相談ができるように、電話や面接による相談を行っています。（祝日を除く平日、午前8時30分～午後5時00分）
16. **予防接種** 健康推進課
予防接種には、自らが病気にかかりにくくなるだけでなく、社会全体でも流行を防ぐ効果があります。ご出産後、健康推進課の窓口で「予防接種手帳（予診票綴り）」と予防接種の説明書をお渡ししています。主に指定医療機関での個別接種となります。
17. **ふたごの会（予約制）** こども家庭課
双子、三つ子など多胎児をもつお母さんが交流し、情報交換や多胎児ならではの不安や疑問などを共有する場です。妊娠中、里帰り中の方も参加できます。
18. **産後ケア（宿泊型）：自己負担あり** こども家庭課
ご家族の支援が受けられない方で、出産後のお母さんの体調不良がある方を対象に、お母さんと赤ちゃんが病院等に宿泊して助産師から授乳方法や育児等のケアを受けることができます。
19. **産後ケア（訪問型）：自己負担あり** こども家庭課
ご家族の支援が受けられない方で、出産後のお母さんの体調不良がある方を対象に、助産師が家庭訪問します。授乳方法や育児等のケアを受けることができます。



20. **出産・子育て応援給付金** こども家庭課

出産・子育てに関する経済的な負担を軽減するために、妊娠届出後に「出産応援給付金」（**2.** 母子健康手帳の交付 参照）及び出産後に「子育て応援給付金」（**8.** 乳幼児訪問 参照）を支給します。

障害児福祉関係

1. **親子通園施設（たんぽぽ園）** 児童保育課

たんぽぽ園は、子どもの発達に合わせた集団療育や親子遊びなどの経験を通じ、基本的な生活習慣や社会性を身につけることを目的とした施設です。

また、保護者の方と職員で、子どもの特徴や、子育てのあり方、関わり方などを一緒に考えていきます。

対 象 者 心身の発達に心配のある就学前のお子さんとその保護者

通 園 日 月曜日～金曜日

午前9時15分～午後1時00分

定 員 30名

利 用 料 1日 280円

※入園をご希望の方は、たんぽぽ園、保育園、児童保育課、こども家庭課、保健師等にご相談ください。



2. **障害福祉サービス：自己負担あり** 社会福祉課

各種サービスの申請をし、支給決定を受けた障がいのある児童が、居宅介護、短期入所、児童発達支援、放課後等デイサービスなどの障害福祉サービスを利用できます。

3. **タクシー料金・ガソリン費用助成事業：所得制限あり** 社会福祉課

支給対象者 身体障害者手帳1級～3級、療育手帳A・B判定

精神障害者保健福祉手帳1・2級

タクシー料金助成事業は、障がいのある方が電車、バス等通常の交通機関を利用することが困難なためタクシーを利用する場合にその料金の一部を助成します。

ガソリン費用助成事業は、障がいのある方が通院等のために、本人（身体障害者手帳3級は自ら所有する自動車を自ら運転する場合のみ）又は家族の所有する自動車を使用する場合に、ガソリン購入費の一部を助成します。

（タクシー料金助成と自動車ガソリン費用助成は、どちらかの選択制です。）

4. **軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成：所得制限あり** 社会福祉課

支給対象者 両耳の聴力レベルが30デシベル以上

身体障害者手帳の交付対象外

市内に住所を有する18歳未満の方の購入費等の一部を助成します。

5. **小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業：所得制限あり** 社会福祉課

支給対象者 市内に住所を有する小児慢性特定疾病児童等

小児慢性特定疾病医療費受給者証の交付を受けている児童等

特殊寝台等の日常生活用具の給付の一部を助成します。

6. **障害者医療費の助成** 保険年金課

保険年金課で配布している福祉医療早わかりガイドをご覧ください。

7. **精神障害者医療費の助成** 保険年金課

保険年金課で配布している福祉医療早わかりガイドをご覧ください。

8. **障害者福祉金(市制度)：所得制限あり** 社会福祉課

障がいのある方に手当を支給します。

支給対象者 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者、
自閉症状群に該当する方

支給額 月額8,100～1,600円

- ・認定請求をした日の属する月の翌月分から支給を開始します。
- ・毎年7月、11月、3月に、それぞれの当月分までを支給します。
- ・振込日 25日頃



9. **在宅重度障害者手当(県制度)：所得制限あり** 社会福祉課

在宅で重度の障がいのある方に手当を支給します。

支給対象者 身体障害者手帳1級・2級、IQ35以下、
身体障害者手帳3級かつIQ50以下

支給額 (月額：令和5年4月現在)

月額15,500円又は6,750円

- ・認定請求をした日の属する月の翌月分から支給を開始します。
- ・毎年4月、8月、12月に、それぞれの前月分までを支給します。
- ・振込日 25日頃

10. **障害児福祉手当(国制度)：所得制限あり** 社会福祉課

在宅で重度の障がいのある児童に対し、その重度の障がいのために生じる特別の負担の手助けとして手当を支給します。

支給対象者 20歳未満であって、常時介護を必要とし特に障がいの重い在宅の児童

支給額 (月額：令和6年4月現在)

月額15,690円(県加算6,900円又は1,150円)

※手当月額は、「物価スライド制」の適用により、今後、改正されることがあります。

- ・認定請求をした日の属する月の翌月分から支給を開始します。
- ・毎年5月、8月、11月、2月に、それぞれの前月分までを支給します。
- ・振込日 10日頃

11. **特別児童扶養手当(国制度)：所得制限あり** こども家庭課

身体・知的発達又は精神に障がいのある児童の福祉の増進を図るため手当を支給します。

支給対象者 身体・知的発達又は精神に中度・重度の障がい(又は病状)を有する
20歳未満の児童を監護・養育している方

支給額 (月額：令和6年4月現在)

区 分	金 額
1級該当児童1人につき	月額 55,350円
2級該当児童1人につき	月額 36,860円

※手当月額は、「物価スライド制」の適用により、今後、改正されることがあります。

- ・認定請求をした日の属する月の翌月分から支給を開始します。
- ・毎年4月、8月、11月にそれぞれの前月分(11月は当月分)までを支給します。
- ・振込日 11日頃

児童福祉機関連絡先

◎相談機関

名 称	電 話	所 在 地
こども家庭センター（こども育成係）	052-400-3535	清須市須ヶ口 1238 番地 清須市役所 北館2階（こども家庭課内）
母子・父子家庭相談	052-400-2911 （代表）	
子育てコンシェルジュ		
青少年・家庭教育相談	052-401-3334	清須市須ヶ口 1238 番地 清須市役所 南館1階（学校教育課内）
愛知県中央児童・ 障害者相談センター	052-961-7250	名古屋市中区三の丸二丁目6番1号 （愛知県三の丸庁舎7階）

◎親子通園施設

名 称	電 話	所 在 地
たんぽぽ園	052-501-4119	清須市西枇杷島町芳野二丁目58番地1

◎保育園

名 称	電 話	所 在 地
西枇杷島保育園	052-501-3113	清須市西枇杷島町泉75番地
芳 野 保 育 園	052-502-7007	清須市西枇杷島町芳野二丁目58番地4
本 町 保 育 園	052-400-3064	清須市清洲2215番地
花水木保育園	052-409-1822	清須市花水木一丁目2番地2
新清洲保育園	052-409-1470	清須市新清洲三丁目3番地10
朝 日 保 育 園	052-400-3255	清須市朝日弥生43番地
須ヶ口保育園	052-400-2020	清須市東須ヶ口103番地
土器野保育園	052-400-2907	清須市土器野502番地
桃 栄 保 育 園	052-400-2242	清須市桃栄三丁目192番地
星の宮保育園	052-409-0881	清須市阿原池之表32番地
中之切保育園	052-400-6811	清須市春日砂賀東95番地
ネギヤ保育園	052-400-9602	清須市春日須ヶ田21番地

◎認定こども園

名 称	電 話	所 在 地
ゆめのもりこどもえん	052-325-5144	清須市春日八幡裏48番地
ゆうあいこども園	052-908-2415	清須市一場558番地2
はなのもりこどもえん	052-908-1187	清須市西枇杷島町城並一丁目9番地6

◎小規模保育施設		
名 称	電 話	所 在 地
清洲なのはな保育園	052-409-0904	清須市廻間三丁目 3 番地 8
フィリオ清須	052-509-2550	清須市西枇杷島町地領一丁目 12 番地 3
あおぞら保育園 春日園	052-908-5668	清須市春日落合 7 7 2 番地
ユニキッズ清須 さくら保育園	052-401-1171	清須市一場 1 3 2 2 番地 2

◎幼稚園		
名 称	電 話	所 在 地
西枇杷島第 1 幼稚園	052-501-8577	清須市西枇杷島町花咲 7 8 番地

◎子育て支援センター		
名 称	電 話	所 在 地
西枇杷島子育て支援センター	052-502-7013	清須市西枇杷島町芳野二丁目 58 番地 4 (芳野保育園内)
清洲子育て支援センター	052-401-2460	清須市清洲 2 2 1 5 番地 (本町保育園内)
新川子育て支援センター	052-400-2200	清須市東須ヶ口 1 0 3 番地 (須ヶ口保育園内)
春日子育て支援センター	052-408-0771	清須市春日砂賀東 9 5 番地 (中之切保育園内)

◎児童館		
名 称	電 話	所 在 地
西枇杷島児童センター	052-504-2656	清須市西枇杷島町砂入 4 6 番地
小田井児童館	052-504-6392	清須市西枇杷島町小田井一丁目 1 2 番地 1
清洲児童センター	052-409-6102	清須市清洲 1 0 1 7 番地 1
清洲東児童センター	052-401-2727	清須市清洲 2 5 9 1 番地 3
新川児童センター	052-409-5751	清須市須ヶ口 1 2 5 1 番地 1
星の宮児童センター	052-400-5932	清須市阿原星の宮 9 4 番地
桃栄児童館	052-401-1234	清須市桃栄二丁目 1 1 5 番地
春日児童館	052-409-8358	清須市春日社子地 2 番地 2

◎その他の施設等			
名 称		電 話	所 在 地
清須ファミリー・サポート・センター		052-409-0755	清須市須ヶ口 1238 番地 清須市役所 北館2階（児童保育課内）
清洲総合福祉センター （清須市社会福祉協議会）		052-401-0031	清須市一場古城604番地15
障がい者サポートセンター清須		052-400-3368	
日曜・祝日に 急病になっ たとき	はるひ呼吸器病院 （呼吸器症状）	052-400-7111	清須市春日流8番地 1
	済衆館病院 （外科 一般的な救急診療）	0568-21-0811	北名古屋市鹿田西村前 111 番地
救急医療情報センター（24 時間対応）		052-263-1133	電話で救急病院を確認してください

◎民間保育サービス		
名 称	電 話	備 考
子育て新川サポート ステーション「タイム」	052-400-8385	子育ての手助けをします
保育サポート「えぷろん」	052-400-4533	

◎認可外保育施設等		
名 称	電 話	所 在 地
オークトゥリーインターナ ショナルスクール	052-325-8190	清須市西枇杷島町住吉 40 番地
みらい保育園清洲	052-325-4152	清須市西田中白山5番地
みらい保育園古城	052-908-4155	清須市西枇杷島町城並二丁目 12 番地 2
ゆめっこ園	052-325-5144	清須市春日夢の森 16 番地
おひさまキッズ	052-938-7002	清須市西枇杷島町南松原 31 番地 1
清須こころ保育園	052-409-3577	清須市花水木一丁目 7 番地 11

◎愛知県の子育て等相談連絡先		
名 称	電 話	内 容
小児救急電話相談	#8000 又は 052-962-9900	休日等の夜間、子どもの急病時等に症状に 応じた医療相談（毎日：午後7時～翌朝8時）
育児もしもしキャッチ	0562-43-0555	夜間、育児で困った時の相談 （火・水・木曜日（休診日を除く）：午後 5 時～午後 9 時）
子ども・家庭 110 番	052-953-4152	児童を持つ家庭等の悩みや問題等の相談 （平日：午前9時～午後5時、祝日・年末年始は除く）
児童相談所全国共通ダイヤル	1 8 9	児童虐待に関する相談（お住まいの児童相 談所につながります）
子どもの人権 110 番	0120-007-110	体罰や虐待など人権にかかわる相談
家庭教育相談	052-961-0900	いじめや不登校に関する相談
子どもSOSほっとライン24	0120-07-8310	いじめに関する相談
教育相談「こころの電話」	052-261-9671	青少年とその保護者の悩みの相談
ヤングテレホン	052-951-7867	少年や保護者の悩みの相談
ひとり親家庭電話相談	052-915-8886	ひとり親家庭の悩みの相談
女性悩みごと電話相談	052-962-2527	女性のさまざまな悩みの相談
女性の健康なんでも相談	090-1412-1138	女性の心やからだの悩みの相談
あいちこころのホットライン 365	052-951-2881	心の健康に関する相談

清須市 子育て応援ガイド （発 行 令和6年4月）

企画・編集 清須市健康福祉部児童保育課

〒452-8569 清須市須ヶ口 1238 番地

電話 052-400-2911（代表）